データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
003	00519	日本人父母_父の戸籍_本籍_町字	身分事項_出生_子			N	120			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、父の本籍における町字	・本籍を街区符号を用いて表示する場合は丁目まで、地番号を用いて表示する場合は町字まで記載する。 ・本籍に町字が存在する場合は、出力すること ・旧法の記録:庶子が父の戸籍に入籍できなかった場合に記録する。ただし、その後、父と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:認知の届出の効力のある出生届がされている場合で、父が既に帰化しているときに記録（準正嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:事実主義の法制に基づき親子関係が成立している場合で、父が既に帰化しているときに記録（嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・父母の婚姻前の出生子について嫡出子とする出生届が誤って受理された後、父から非嫡出子出生の届出に訂正する追完の届出があった場合に記録する。（戸籍法第62条:認知の効力を有する）	◎
003	00520	日本人父母_父の戸籍_本籍_地番号または、街区符号	身分事項_出生_子			N	50			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、父の本籍における地番号または、街区符号	・旧法の記録:庶子が父の戸籍に入籍できなかった場合に記録する。ただし、その後、父と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・本籍に地番号または、街区符号が存在する場合は、出力すること ・帰化の際に記録する出生事項:認知の届出の効力のある出生届がされている場合で、父が既に帰化しているときに記録（準正嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:事実主義の法制に基づき親子関係が成立している場合で、父が既に帰化しているときに記録（嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・父母の婚姻前の出生子について嫡出子とする出生届が誤って受理された後、父から非嫡出子出生の届出に訂正する追完の届出があった場合に記録する。（戸籍法第62条:認知の効力を有する）	◎
003	00521	日本人父母_父の戸籍_筆頭者	身分事項_出生_子			N	210			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、父の本籍における筆頭者氏名	・旧法の記録:庶子が父の戸籍に入籍できなかった場合に記録する。ただし、その後、父と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:認知の届出の効力のある出生届がされている場合で、父が既に帰化しているときに記録（準正嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:事実主義の法制に基づき親子関係が成立している場合で、父が既に帰化しているときに記録（嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・父母の婚姻前の出生子について嫡出子とする出生届が誤って受理された後、父から非嫡出子出生の届出に訂正する追完の届出があった場合に記録する。（戸籍法第62条:認知の効力を有する）	◎